

## 令和3年度第1回 京都市町名、町界変更審議会の開催結果について

- 1 日 程 令和3年6月21日（月）～6月30日（水）
- 2 議 題 上鳥羽南部地区土地区画整理事業に伴う町名、町界変更
- 3 審議方法 書面審議
- 4 審議結果 京都市町名、町界変更審議会規則第4条第4項に基づき、出席した委員の過半数が承認したため、上鳥羽南部地区土地区画整理事業に伴う町名、町界変更について承認する。

### 5 主な御意見・御質問及び本市の見解・回答

御意見・御質問の内容	本市の見解・回答
今回の変更に該当される住民の皆様は大変だと思う。出来るだけ理解を得て、手続等、煩雑にならないようにしていただきたい。	住民票、印鑑登録の住所、戸籍の本籍地、登記簿（土地・建物）の表題部（所在、地目、地積、家屋番号）などは、区役所や法務局（京都地方法務局）が職権で変更する。 一方で、運転免許証、車検証、法人登記（法人の所在地、役員の住所変更）、登記簿（土地・建物）の所有者欄の住所等の変更手続きは、住民の皆様にお願いすることになる。 具体的な住所変更手続きの案内については、町名変更する前にパンフレットを送付するなど、できるだけ煩雑にならないよう努める。
住民の皆様からどのような意見があったのか。	「町名が変わることによる住所変更手続きの手間や費用が掛かるから変更しないでほしい」との意見が寄せられた。 町名町界変更の必要性や、御意見に対する主な回答については、ホームページに掲載するとともに、周知チラシに掲載し周知を行っている。
町名が変わる町の数は。	「町」を付す変更が12件、新設町が2件（上鳥羽北岩ノ本町、上鳥羽南岩ノ本町）である。
町名・町界変更の必要性は。  町界が道路により区切られた方が位置を特定しやすく便利であるとのことだが、携帯等で所在確認が容易になった現在、必ずしも道路等で町界を区切る必要性があるのか。町名に愛着をもっておられる市民の方々の気持ちを無視し、行政・市民双方が	地区画整理事業では、施行地区内の宅地の位置関係や形状を大きくえるとともに、道路等の公共施設の新設や変更を面的に大規模に行うことから、従来の道路（畦道）や水路で引かれていた町界線を区画整理後の状態に合せて引き直す必要が生じる。 新しい街区（道路に囲まれた一団の土地）に

多額の費用をかけてまで、本計画を進める必要性があるのか。

よって構成された市街地は、町名町界地番の整理によって適正に区画づけることにより、町の区域の確認が容易になるため、お住まいの方だけではなく、配達や初めて訪れた方にも住所の特定がしやすくなり、訪問先を直ぐに見つけられるようになるなど、健全な市街地としての利用に資することになる。

町界線を道路等の公共施設とするのは、町界線が道路等の公有物をもって定められるため、永続性が強く、かつ、町界が将来に渡って不明確となる恐れがないためである。国が定めた「街区方式による住居表示の実施基準」（昭和38年7月30日自治省告示）においても、「町の境界は、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定められていること。」と規定しており、本市の要綱もこの基準を参考に作成している。